

商店街店舗魅力向上支援事業 実施商店街選定基準

1. 本選定基準について

大阪府商店街店舗魅力向上支援事業を迅速かつ効果的に実施するため、本事業の事務局仕様書（令和4年4月1日付け商業第1015号）別記2-1 2. (5)に基づき、実施商店街選定基準を定める。

2. 選定基準

組織的に感染症対策や需要喚起に取り組む意欲が高い商店街等組織のうち、次の(1)、(2)いずれにも該当する商店街等であること。

(1) 雇用や府民の日常生活を守り大阪経済を支える商店街等

各市町域内で店舗数、利用客数等が多く、域内を代表する商店街等の1つであり、生活必需物資販売や食事提供など、社会生活を維持する上で必要な店舗が一定営業していること。

(2) 次のアからウのいずれにも該当する商店街等

ア 安心して買物ができる商店街の浸透に向け、感染症対策の徹底に取り組むこと。

イ 大阪経済の再活性化に向け、商店街等組織による需要喚起に取り組むこと。

ウ 万博開催時期を見据えて、オンラインの活用促進など新たなチャレンジに取り組むこと。

3. 選定にあたっての留意事項

実施商店街の選定にあたっては、特定の団体に加入している商店街等組織に偏ることがないように留意し、商業団体に加入していない商店街等組織も含めて選定すること。

4. 事業実施商店街に求める責務等

(1) 商店街等組織の代表、役員及び組合員が、本事業の取組みに組織的かつ迅速に対応すること。

(2) 本事業の情報発信・成果普及の取組みに積極的に協力すること。

(3) 事業実施中、実施後等のアンケート調査などに積極的に協力すること。

(4) 商店街等組織、商店街内の店舗や来街者に対し、本事業の趣旨の浸透に努めること。

(5) 今後、自主的な感染症対策および需要喚起のさらなる取組みに努めること。